

令和2年特(わ)第858号等 外国為替及び外国貿易法違反等被告事件

被告人 大川原化工機株式会社

被告人 大川原 正 明

被告人 島 田 順 司

証拠調べ請求書

令和3年6月22日

東京地方裁判所刑事第13部 御中

弁 護 人 高 田 剛

弁 護 人 鄭 一 志

弁 護 人 河 村 尚

弁 護 人 瀬 川 慶

弁 護 人 小 林 貴 樹

頭書事件について、下記の通り、証拠取調べを請求する。

記

1 弁 5 1 号証

証拠の標目：メモ（日本ビュッヒ株式会社）

作成者：警部補 伊藤貴康

作成年月日：平成 2 9 年 6 月 6 日

立証趣旨：「滅菌又は殺菌をすることができるもの」に該当する噴霧乾燥器は、滅菌又は殺菌を可能にするために専用設計されたものに限られること等。

2 弁 5 2 号証

証拠の標目：メモ（GEA プロセスエンジニアリング株式会社）

作成者：警部補 安積伸介

作成年月日：平成 2 9 年 6 月 1 9 日

立証趣旨：噴霧乾燥器で装置内部を殺菌するためには、HEPA フィルタの設置が必要であること。

殺菌の可否は、CIP 機能の有無に拠るところが大きいこと等。

3 弁 5 3 号証

証拠の標目：メモ（株式会社パウダリングジャパン）

作成者：警部補 伊藤貴康

作成年月日：平成 2 9 年 6 月 2 8 日

立証趣旨：HEPA フィルタが設置されている場合を除き、クローズドシステムが採用されていない噴霧乾燥器では外気から菌が流入してしまう結果、殺菌ができないこと。

日本国内における噴霧乾燥器業界のトップは大川原化工機株式会社であり、大手と言える企業は同社のみであること等。

4 弁 5 4 号証

証拠の標目：メモ（アイエス ジャパン株式会社）

作成者：巡查部長 宮本茂樹

作成年月日：平成29年12月4日

立証趣旨：噴霧乾燥器では、製造後分解して洗浄した後に、乾燥をするのが通常であること。

噴霧乾燥器では洗浄前に乾熱は行わないこと。

10 μ m以下の粒子径の場合、噴霧乾燥器の乾燥室の洗浄のためにアトマイザから洗浄ノズルに付け替える際に、菌が装置外部に舞い作業者が被爆してしまうこと等。

5 弁 5 5 号証

証拠の標目：メモ（防衛医科大学校）

作成者：警部補 安積伸介

作成年月日：平成29年5月22日

立証趣旨：本件要件ハの「定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることができるもの」には、クロスフローろ過器要件（一）の規定が準用されること等。

6 弁 5 6 号証

証拠の標目：メモ（防衛医科大学校）

作成者：警部補 安積伸介

巡查長 荒川正貴

作成年月日：平成29年12月8日

立証趣旨：AG規制リストの「disinfected」は、殺菌ではなく消毒と訳すのが正確であること。

殺菌とは、菌を殺す行為をいうこと等。

7 弁57号証

証拠の標目：メモ（金沢学院大学）

作成者：警部補 安積伸介

作成年月日：平成29年9月27日

立証趣旨：滅菌については日本薬局方に定義がある一方、殺菌については明確な定義もなければ基準もないこと等。

8 弁58号証

証拠の標目：メモ（健栄製薬株式会社）

作成者：警部補 小林雅哉

巡査長 吉村結子

作成年月日：平成29年11月27日

立証趣旨：殺菌は単に行為を指す言葉であること。

本件要件ハに該当する噴霧乾燥器とは、作業員の暴露防止のために滅菌又は殺菌が可能な器機であること等。

9 弁59号証

証拠の標目：メモ（医療法人幸寿会 平岩病院）

作成者：警部補 小林雅哉

巡査長 吉村結子

作成年月日：平成29年11月30日

立証趣旨：殺菌が曖昧な表現であること。

AG規制リストの「capable of being sterilized or disinfected in situ」は、「定置した状態で内部を滅菌又は消毒することができる

もの」と訳されること。

生物学や感染学では、滅菌、消毒という言葉は使用するものの、殺菌という言葉は使用しないこと等。

10 弁60号証

証拠の標目：メモ（医療法人幸寿会 平岩病院）

作成者：警部補 小林雅哉

巡查長 吉村結子

作成年月日：平成29年12月20日

立証趣旨：AG 規制リストにある「disinfected」という単語は、殺菌ではなく消毒と訳されること。

殺菌は英語で「bactericidal」であり、微生物を殺すという意味であること等。

11 弁61号証

証拠の標目：メモ（武蔵野大学）

作成者：岡、福田

作成年月日：平成29年12月19日

立証趣旨：貨物等省令記載の「潜在的な微生物の伝染能力の破壊」は、第十七改正日本薬局方が定める「消毒」と同じ意味であること。

「潜在的な微生物の伝染能力の破壊」とは、不特定多数の細菌の感染能力を失わせることをいうこと等。

12 弁62号証

証拠の標目：メモ（岐阜大学）

作成者：警部補 小林雅哉

巡查長 吉村結子

作成年月日：平成29年12月20日

立証趣旨：AG規制リストの「capable of being sterilized or disinfected in situ」は、「定置した状態で内部を滅菌又は消毒することができるもの」と訳されること。

殺菌は英語で「bactericidal」であること等。

13 弁63号証

証拠の標目：「消毒薬、その実践と基礎知識」と題する論文

作成者：山口諒、高山和郎

作成年月日：平成29年8月10日

立証趣旨：微生物制御においては、殺滅処理の対象となる器具・装置等の状況ないし用途に応じて求められる殺滅の水準や方法が異なり、「滅菌」又は「消毒」を行う場合には、かかる水準を満たすように適切な手法を選択することが必要であること等。

14 弁64号証

証拠の標目：「産業構造審議会 通商・貿易分科会 安全保障貿易管理小委員会中間報告」（抜粋）

作成者：経済産業省産業構造審議会通商・貿易分科会安全保障貿易管理小委員会

作成年月日：令和元年10月8日

立証趣旨：日本は、AGを含む国際輸出管理レジームで合意されたものに限って輸出管理を行っており、国際輸出管理レジームにおける国際合意を待たず自国の判断による独自の輸出管理を実施することはしなかったこと等。

15 弁 6 5 号証

証拠の標目：供述調書（経済産業省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易管理課 笠間太介）

作 成 者：警視庁公安部外事第一課 司法警察員警部補 田村浩太郎

作成年月日：令和元年 6 月 1 4 日

立 証 趣 旨：経済産業省では、AG を含む国際輸出管理レジームの合意事項を日本法に反映させることが重要な任務とされていること等。

16 弁 6 6 号証

証拠の標目：第十七改正日本薬局方（抜粋）

作 成 者：厚生労働省

作成年月日：平成 2 8 年 3 月 7 日

立 証 趣 旨：「消毒」とは、病原菌など有害な微生物を除去、死滅、無害化することであり、対象物又は対象物の表面等の局所的な部位に生存する微生物を減少させることを指すこと等。

以 上